

# お知らせ

家庭裁判所への報告様式が変わりました。(平成27年9月下旬より順次、各後見人に立川支部より通知予定)

この運用の変更を受け、家裁や監督人への報告様式について見直しました。監督人(センター)への報告様式は従来のものを使用していただきますが、家庭裁判所のホームページからダウンロードできなくなりましたので、多摩南部成年後見センターのホームページからダウンロードできるようにしました。必要な方は以下の手順で各書式を取得願います。

## 【取得できる書式】

- 「社会貢献型後見事務報告書」「財産目録(センター)」「収支状況報告書」
- 「年間収支表/年間収支管理表」「後見事務経過一覧」「被後見人情報管理票」
- 「現金出納帳」「後見人立替え払い明細書&領収書」

1. トップページのお知らせをクリック

2. 「社会貢献型後見人登録者専用ページ」の横にある「PUSH」ボタンをクリック

3. パスワード入力

## 新人職員を紹介します!

さとうさちえ  
はじめまして、佐藤幸恵と申します。10月よりコーディネーターとして入職致しました。経験豊富な大先輩方のもと、ひとつひとつ仕事を覚えております。監督業務に同席させて頂くことで、被後見人の方々に寄り添い活動されている社会貢献型後見人の皆様から多くのことを学ばせて頂ければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

◆編集後記◆  
新しい職員が増え、10月から新体制で監督業務を行なっています。今年度から始まった基礎講習に加え、情報発信のツールとして社会貢献型専用ページ開設や通信発行にも新たに取り組み、試行錯誤の毎日です。次回刊行時期は未定ですが、皆様どうぞ温かい目で見守ってください。(コーディネーター 川崎千枝)

## たまなん社会貢献型後見人ニュース

# びいた〜ちょこ通信

「びいた〜ちょこ(ひ:日野市、い:稲城市、た:多摩市、ちょ:調布市、こ:狛江市)通信」は多摩南部成年後見センターが編集・発行するニュースレターです

# No. 1

発行日  
平成27年11月27日  
発行  
多摩南部成年後見センター

## 特集 成年被後見人の署名、捺印について

### 1. 本人印の使用について

施設との入所契約や行政への申請において、本人名の横に本人印を押印している契約書や申請書が散見されます。相手方から「本人の印鑑を押してください」と言われた場合、成年後見人である皆さんはどのように対応していますか?

常に判断能力を欠く状態にある方の契約書面等への署名押印は法律上無効であり、「A成年後見人B」と署名し、成年後見人Bのみの印鑑を押印することで処理が完了します。

「成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部 コラム  
<http://www.ls-hyogo.jp/houtei/>」より

### 参考例1 参照

### 2. 本人から成年後見人への委任について

申請書を提出する際、「本人からの委任」という欄に本人の署名と押印を求められたことはありませんか?

また「代筆してください」と言われて本人名を書いたことはありませんか?代筆は代行であり代理ではありませんので、本人が行なった法律行為とみなされます。本人が成年被後見人の場合、その申請書は法的に有効でしょうか?

法律行為ができない人が「委任」という法律行為を行っても、そもそもその行為自体が無効。無効になってしまうので、「本人が代理権を与えることなく、法律により代理権が与えられる」のです。

「村瀬なおひと司法書士事務所 ブログ <http://na0ism.exblog.jp/24907599/>」より

### 参考例2 参照

## 参考例 1

成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部 コラムより

<http://www.ls-hyogo.jp/houtei/>

### 本人さんの印鑑押印

2015年03月23日(月) 司法書士 B

成年後見人に就任すると、成年後見人は市役所や銀行への届出、施設入所契約、病院入院契約等を行う必要があります。その場合、ご本人である成年被後見人(以降「Aさん」とよびます)にかわってさまざまな書類に署名押印することになります。

各届出先によって求められる記入形式は若干異なりますが、成年後見人である私の名前をBとすると、たいていの場合、「A成年後見人B」と署名し、成年後見人Bのみの印鑑を押印することで処理が完了します。

ところが、相手が不慣れな場合、ご本人Aさんのみの名前を書いてその横にAさんの印鑑を押すように成年後見人に求めてくるところがあります。

そんなときには、常に判断能力を欠く状態にある方の契約書面等への署名押印が法律上無効であることを説明して(そもそも本人Aさんがその場において署名押印するわけでもないのですが・・・)、成年後見人Bのみの印鑑押印で処理をしてもらえるよう説得します。しかし、窓口の方も上司の判断を仰がずに独断では受付できないということになり、かなりの時間待たされることになってとても困ります。

このコラムを通じて、少しでも成年後見制度の理解が深まっていくことを願っています。

## 参考例 2

村瀬なおひと司法書士事務所 ブログより

<http://na0ism.exblog.jp/24907599/>

### 【私「法定代理人」なんですけど】

私は数人の方の「成年後見人」になっています。

成年後見人の仕事は、本人(成年被後見人)の財産管理をすることが主な仕事でたまに役所に提出する書類を本人の代理人として作成提出することもあります。

あんまりない、と言いたいのですが、実はよくある

「私、成年後見人なんですけど」と言うと

「委任状を出してください」

と、役所で言われること。

そんな時には思わず

「えーと、あの、あなた法定代理人ってご存知ですか？」

と言ってしまいます。

法定代理人とは、代理人の一種で法律により代理権を有することを定められた者のことである。法定代理には、例えば本人が未成年者や成年被後見人である場合に、親権者や後見人といった法定代理人が本人に代わって法律行為を行うという私的自治の補充という機能を有する。

代理権付与の審判がなされた保佐人や補助人も同様である。

本人が代理権を与えることなく、法律により代理権が与えられる点が、任意代理人と異なる。

(ウィキペディアより)

未成年者と親権者との関係を引き合いに出して

「さすがに赤ちゃんに委任状書かせないでしょ？」

「それと同じことですよ」

とお話するのですが、あまり理解してもらえません。

ひょっとしたら、役所の方は

「赤ちゃんは字が書けないから委任状出せないよな」

くらいの理解かもしれません(笑)

委任状を出すということは=何らかの法律行為を他人に委任することです。

「委任」と言う行為も法律行為で、未成年者は法律上「行為無能力者」といい、法律行為ができない人という位置づけなのです。

法律行為ができない人が「委任」という法律行為を行っても、そもそもその行為自体が無効。だから未成年者が委任状出してもそんなもの無効なんです。

(※平成17年4月から、行為無能力者という用語は「制限行為能力者」という用語に改められています)

同じように、成年被後見人が委任状出しても無効なんです。

無効になってしまうので、「本人が代理権を与えることなく、法律により代理権が与えられる」のです。

「委任状出して」、もありますが、「本人のハンコ押して」も良くあります。

そんな時にも

「えーと、あの、あなた法定代理人ってご存知ですか？」

ちなみに、成年被後見人になると、市役所での印鑑登録が抹消されます。

公務員試験のこと詳しく知りませんが、未成年者とか成年後見人のことを学ぶ「民法」って、ひょっとしたら試験科目にないのかもしれないね